

年末年始の水道の使用開始と中止に関する取扱いについて

水生活課 管理係 0493-54-1545

年末年始の休業期間になることから、下記の期間は、水道の使用開始と中止を含む全ての業務を行うことができませんので、十分御注意ください。

平成30年12月29日（土）～平成31年1月3日（木）

※上記期間中に水道を使用したい場合は、前もって開栓しておく

必要がありますが、年末でお申込みが集中することから、

12月26日（水）までに開栓のお手続きをしておく必要があります。

開栓のお手続き方法は、水生活課で開栓届を記入する方法と、

FAX（0493-54-5147）で開栓届を送信する方法の

2通りがあります。